

平成26年1月

年 頭 所 感

一般社団法人 全国信用組合中央協会  
会 長 渡 邊 武

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

平成26年の初春を迎えるにあたり、会員信用組合をはじめ関係各位には、旧年中に賜りましたご支援・ご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

昨年は伊豆大島をはじめ全国各地において大きな災害が相次ぎました。また、東日本大震災の発生から今年で3年目を迎えますが、未だ多くの被災者が仮設住宅で再び寒く厳しい冬を迎えております。

被災者の皆様に対し、まずもって心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の復興を支援する取り組みを止めることなく継続して参る所存です。

さて、昨年のわが国経済を振り返りますと、「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を基軸とするいわゆるアベノミクスの効果により、個人消費や公共投資などの内需が回復傾向にあり、輸出も持ち直しに向かっていることから、景気は回復基調にあるとのございます。

しかしながら、地方経済にはその効果が十分に及んでいないのが実情であり、中小企業・小規模事業者は、原材料高・燃料高等のコスト増もあり、依然として景気回復を実感するには至っていない状況にあります。

こうした状況の中で、4月から消費税率が引上げられ、その影響で景気の落ち込みが懸念されることから、政府では、5兆5千億円にの

ぼる経済対策「好循環実現のための経済対策」が閣議決定されました。今後は、さらに長期的な成長力強化の観点から、中小企業・小規模企業と地域の活性化に資する実効性のある成長戦略が実行されるよう期待するものでございます。

ここで、年頭にあたり、信用組合を取り巻く幾つかの課題について申し述べたいと存じます。

第一に「小規模企業への支援」について、でございます。

昨年の9月20日には、中小企業基本法の改正などからなる「小規模企業活性化法」が施行されました。

政府では、小規模企業活性化法の施行により「小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進する」としており、政府が、小規模企業の重要性、役割を高く評価したものであり、画期的な改正となっております。

信用組合の主たる取引先である小規模企業は、わが国の中小企業のうち、約9割を占めており、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年、他の規模の企業と比べ、企業数、雇用者数とも減少している状況にあります。また、都市部への人口集中が続いており、中間地域の一部や過疎地での大幅な人口減少等から、地域における経済活動の維持・活性化が一層困難な状況になっており、地域コミュニティの活力低下につながっていると指摘されております。

自立した地域経済のもと地域の活力を取り戻すために、具体的かつ

抜本的な小規模企業対策を盛り込んだ「小規模企業基本法」が早期に制定され、実行されるよう強く望むものであります。

信用組合業界といたしましても、地域の雇用を守るために、円滑な資金の提供はもとより、小規模企業の創業、経営改善の支援や販路の拡大等に引き続き積極的に取り組んで参りたいと存じます。

第二に、「経営戦略の方向性」について、でございます。

中小企業金融円滑化法は、昨年3月末で終了いたしました。

信用組合は、法律の有る無しにかかわらず通常の業務として、取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小企業・小規模事業者や生活者に対するいわゆるコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んで参りました。

こうしたスタンスは、何ら変わるものではなく、今後とも、取引先である中小企業等の円滑化に向けた取り組みを着実に実行していく所存です。

昨年3月に刊行いたしました「国際協同組合年記念論文集」において、「グローバル競争の激化や少子高齢化の進展によって地域経済の低迷は深刻化しており、金融面からの再生への取り組みには大きな期待が寄せられている。そうした再生の担い手として、信用組合の社会的な役割はむしろ高まってきている。地域の零細事業者の経営状況は極めて厳しい状況に陥っているが、信用組合の主たる顧客は、そうした零細企業層が中心となっている。こうした企業層に対して他に金融サービスを提供できる金融機関が見当たらないので、信用組合の役割は決定的に重要である。」と提言されております。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにあります。今後、さら

にこうした強みを発揮していくとともに、取引先の経営改善・事業再生の取り組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなどコンサルティング機能の質をより高め、取引先の経営支援に向けた取り組みを強化して参ります。

こうした中、経営革新等支援機関に認定された信用組合は90余に達しております。中小企業・小規模事業者の経営改善は信用組合にとりまして本来の役割として取り組むべき課題であり、人材育成やサポート体制を整備しつつ、信用組合業界としての独自のノウハウを研究・蓄積していくことは喫緊の課題でありますので、本会といたしましても、積極的に取り組んで参る所存です。

第三に、「信用組合業界のネットワークの強化」について、でございます。

信用組合業界は、「取引先への経営支援」、「人材の育成」のほかにも「でんさいネットの推進」、「反社会的勢力への対応」、「自己資本比率規制への対応」、「経営者保証ガイドラインへの対応」など多くの経営課題を抱えております。

業務上の課題に止まらず、少子高齢化等による地域経済の地盤沈下や企業間ネットワークの不足が指摘される中で、取引先の経営を安定させ、ひいては、地域の活力を向上させるためには、取引先の販路拡大が大きな課題となっております。こうした分野でも信用組合のネットワークを活用することが期待されております。

これら諸課題の解決のために、個々の信用組合において、人材の育成をはじめ態勢の整備に取り組んでいただくことは申しあげるまでもございませんが、会員信用組合がお互いに強みを補完し合うネット

ワークを構築し、強化していくことにより、業界の総合力を結集して対応していく必要が一層強まっています。

本会は、昨年、専門委員会の見直しを行い、こうしたネットワークの中心に位置するものとして、企画委員会と業務委員会を新たに設置いたしました。両委員会には、その下部組織として専門部会を設け、会員信用組合のご意見を伺いつつ、情報の共有を行い、信用組合の基本的問題や業務上の課題解決等の支援を強化して参ります。

なお、一昨年より年金旅行等を実施する信用組合などに、他の信用組合の取引先であるホテル・旅館関係者を紹介する「信用組合年金旅行等ビジネス交流会」を東京・大阪の2か所で開催しております。

本年は、これに加え、専門業者が主催するビジネス交流会に信用組合業界のブースを用意し、会員信用組合の取引先の出展者を募集して参加するなどの取り組みを行って参ります。

最後に、今年の干支は「午」でございますが、「馬」は顔の左右に目がついていることから、真後ろ以外は見渡すことができ、動くものに敏感に反応する習性があり、暗闇でも目が利くのだそうでございます。私どもも、先行きの経済動向が不透明な状況にありますことから、馬の目のような視野と洞察力をもって、諸課題に対応して参ります。

以上、年頭にあたり信用組合をめぐる当面の課題等について申し述べましたが、今後とも、こうした取り組みに会員信用組合、関係各位の変らぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に本年が皆様にとりましてより良い年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

以 上